

2 受診券・利用券について

1 受診券・利用券の発行

各保険者で特定健診等に係る受診券・利用券を発行することになります。

受診者は健診等機関で受診する際に、保険者が発行した「受診券・利用券」を被保険者証と併せて窓口に提出することになります。

このことにより、本人確認等の窓口手続きがスムーズに行われます。

●受診券

(表)	特定健康診査受診券 20XX年 月 日交付	(裏)
受診券整理番号	○○○○○○○○○○○○	
受診者の氏名 性別 生年月日	(※カタカナ表記) (※和暦表記)	
有効期限	20XX年 月 日	
健診内容	・特定健康診査 ・その他(記入欄)	
窓口での自己負担	特定健診(基本部分) ・負担額又は負担率 その他(追加項目) ・負担額又は負担率 その他の(人間ドック) ・負担額又は負担率 保険者所在地 保険者電話番号 保険者番号・名称	
支払基金を代行機関として利用する場合に、支払代行機関名欄に「支払基金」と記載してください。		

●利用券

(表)	注意事項 1.この券の交付を受けたときは、すぐに下記の住所にご自宅の住所を合意してください。 (特定健診券受診券の送付に用います)。	(裏)
案	特定保健指導利用券 20XX年 月 日交付	
利用券整理番号	○○○○○○○○○○○○	
受診者の氏名 性別 生年月日	(※カタカナ表記) (※和暦表記)	
有効期限	20XX年 月 日	
特定保健指導区分	・積極的支援 ・積極的支持	
窓口での自己負担	負担額又は負担率 保険者負担上限額	
支払基金を代行機関として利用する場合に、支払代行機関名欄に「支払基金」と記載してください。		

2 受診券・利用券の登録方法

支払基金に代行処理を委託する保険者は、受診者の受診資格・窓口負担金等の確認のため、上記の「受診券・利用券」の情報を事前に支払基金に登録しておく必要があります。

登録方法については、基金WEBサイトから登録します。

また、非オンラインの保険者の場合は、所定の用紙を支払基金のホームページでダウンロードした後、FAX又は郵送で登録します。

【画面イメージ】

1 受診券情報				
① 保険者番号				
② 交付年月日	平成 年 月 日			
③ 受診券整理番号	開始番号 終了番号 開始番号 終了番号			
④ 有効期限	平成 年 月 日			
⑤ 窓口負担額情報				
窓口負担	①特定健診基本部分 ②医師の判断による追加項目 ③その他 I 造健診項目 II 人間ドック			
なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定額(円)				
定率(%)				
保険者負担上限額(円)				
登録しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*該当するものが無い場合は「登録しない」のチェックボックスをチェックしてください。
(「登録しない」を選択した場合、代行機関では窓口負担額の確認を行いません。)

●受診券・利用券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁)+種別「1桁」+個人番号「8桁」

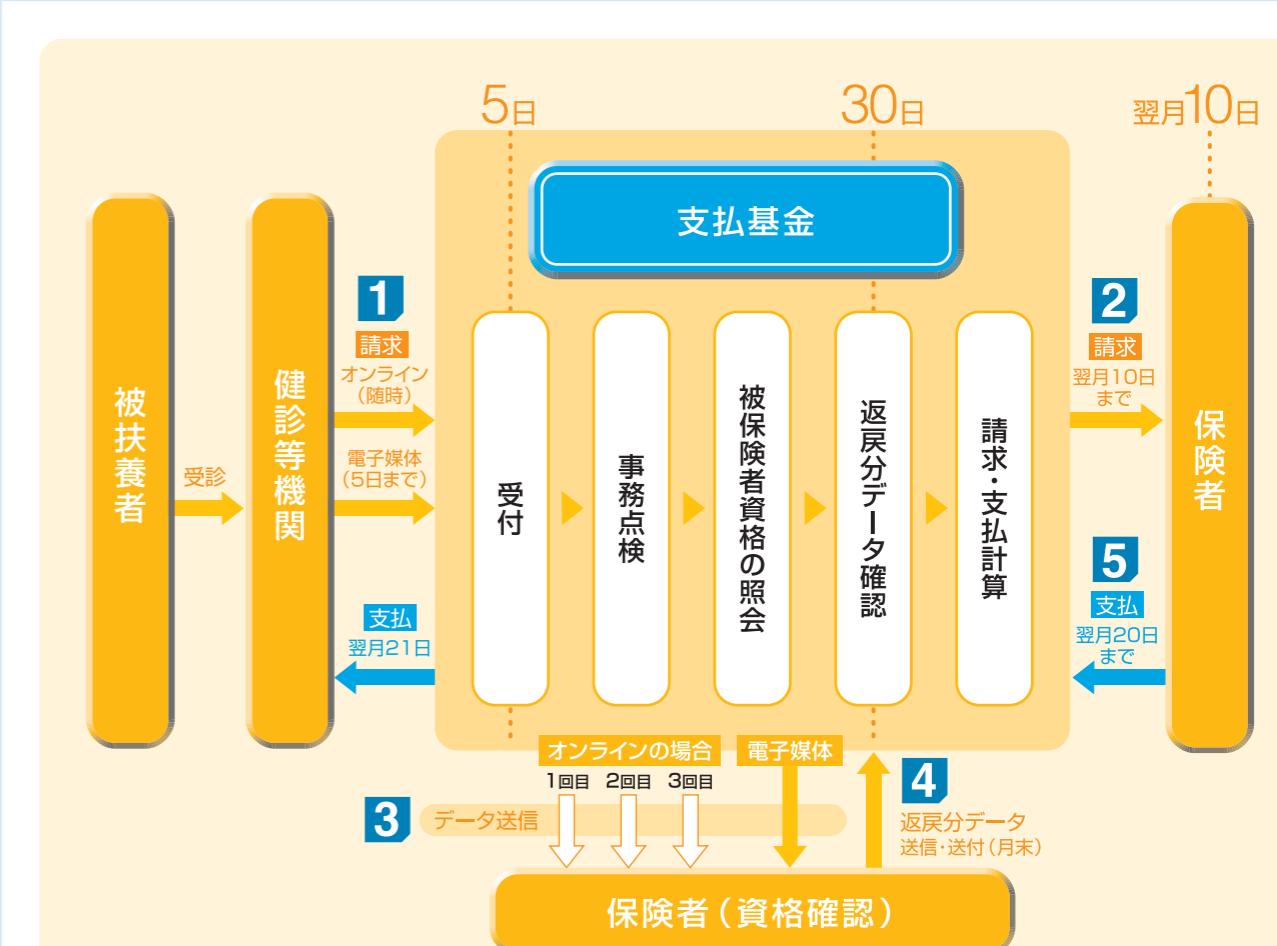
種別番号	種別
1	特定健康診査
2	特定保健指導(積極的支援)
3	特定保健指導(動機づけ支援)

*発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しないで下さい。

*個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できます。

(支所番号を先頭に付番する等)

3 請求・支払業務のサイクル



1 健診等機関からオンライン又は電子媒体で請求を支払基金にて受け付けます。

2 毎月5日までに受けたデータを事務点検後、翌月※10日までに保険者に請求します。

3 この間、健診等機関から受けたデータについては、被保険者資格の確認・照会を支払基金から保険者に対して、受取(請求)方法別に下表のとおり行います。

●受取(請求)方法別被保険者資格の確認・照会の月次処理

保険者(受取方法)		
(請求方法) 健診等機関	オンライン	電子媒体
	月に3回(前月の23日、当月の3日、13日)支払基金から保険者に対して、オンラインで行います。	当月20日に支払基金から保険者に対して、電子媒体を送付します。

4 その後、保険者で資格等を確認し、健診等機関へ照会返戻が必要なデータを当月末までに支払基金に送信・送付願います。

5 保険者は、翌月20日※2までに支払基金の指定する口座に振込みを行い、翌21日に健診等機関に支払われます。※3

※1: この頁での「前月」、「当月」、「翌月」の定義は以下の通りです。

前月: 健診等実施月、当月: 支払基金処理月、翌月: 決済月

※2: 20日が土日・祝日の場合は、診療報酬と同じく、前日・前々日の平日に繰り上がります。

※3: 月末までに基金に返戻できないデータについては、一度決済を行った上で、翌月以降、請求額・支払額を調整します。